

石川県公報

平成27年3月31日(火曜日)

号 外

(第29号)

目 次

規 則	訓 令
○石川県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1	○グループ制に関する運営規程の一部改正(行政経営課) 5
○石川県組織規則の一部を改正する規則(同) 2	○石川県財務規則の規定による麻の名称及び位置の一部改正 (行政経営課) 5

規 則

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十三号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

石川県事務委任規則(昭和三十五年石川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二県総合事務所長の項第一号1中「第二百五十二条の二」を「第二百五十二条の二の二」に改め、同号4を削り、同表保健福祉センター所長の項第四号1中「第五条」を「第四条」に改め、同項に次の一号を加える。

十 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)

- 第五条の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給
- 第十五条の規定による報告等の徴収及び質問
- 第十六条の規定による必要な文書の閲覧又は資料の提供の請求及び報告の徴収

別表第一児童相談所長の項第五号1中「第五条」を「第四条」に改め、同表保育専門学園長の項を次のように改める。

保育専門学園長

一 石川県立保育専門学園条例(昭和三十九年石川県条例第三十五号)

一 第十条第一項の規定による利用者負担額の徴収

別表第二保健所長の項第十四号2中「特例販売業」を「薬種商販売業及び特例販売業」に改め、同号4中「兼職」を「兼務」に改め、同号5中「第十条」を「第十条第一項及び第二項」に改め、同号6、8、11、14、17及び19中「特例販売業」を「薬種商販売業及び特例販売業」に改め、同項中第五十七号を第五十八号とし、第五十六号を第五十七号とし、同項第五十五号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、同号1中「第四十四条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、「立入検査」の下に「及び試料の収去」を加え、同項中同号を第五十六号とし、第二十二号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の三の次に次の一号を加える。

二十二 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)

- 第八条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査、質問若しくは収去(健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)
- 第十二条第一項又は第二項の規定による申出の受付及び同条第三項の規定による調査(健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)

別表第二農林総合事務所長の項第三号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号1中「による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止」を

「の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止に限る。）」に改め、同号8中「報告徴収」の下に「（1から7まで及び次号に掲げる事務に係る場合に限る。）」を加え、同項第四号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二農林総合事務所長の項の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十四号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則（昭和二十九年石川県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「、並行在来線対策課及び開業企画課」及び「、並行在来線対策課長及び開業企画課長」を削り、同条第六項の表企画課の項中「エネルギー対策室」を「いしかわ創生推進室、エネルギー対策室」に改める。

第四条第二項中「出納担当課長及び検査担当課長」を「出納課長及び検査課長」に改める。

第六条第一項の表財政課の項に次の一号を加える。

15 総合教育会議に関すること。

第六条の二第一項の表企画課の項中第十号を削り、第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

3 地方創生に係る総合戦略に関すること。

第六条の二第三項の表中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表第六号中「北陸新幹線開業後の」を「北陸新幹線に係る」に改め、同表中同号を第五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項の表中

「エネルギー対策室 第一項の表企画課の項第十二号及び第十三号に掲げる事務」を

「いしかわ創生推進室 第一項の表企画課の項第三号に掲げる事務
エネルギー対策室 第一項の表企画課の項第十二号及び第十三号に掲げる事務」に改める。

第七条第一項の表厚生政策課の項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

18 生活困窮者の自立支援に関すること。

第七条第一項の表長寿社会課の項に次の一号を加える。

6 社会福祉士及び介護福祉士法に関すること。

第七条第一項の表健康推進課の項中第十九号を第二十号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

3 食品表示の指導等に関すること（健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に限る。）。

第七条第一項の表薬事衛生課の項第二号中「及び医療機器」を「、医療機器及び再生医療等製品」に改め、同項第五号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

10 食品表示の指導等に関すること（健康の保護を図るために必要な食品に関する表示の事項に限る。）。

第七条第二項の表中第二十二号を第二十三号とし、第四号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

4 若者の結婚支援に関すること。

第七条第三項の表食品安全対策室の項中「第一項の表薬事衛生課の項第十一号」を「第一項の表薬事衛生課の項第十二号」に改める。

第七条の二の表環境政策課の項第十一号中「回収及び破壊の促進」を「使用の合理化及び管理の適正化」に改め、同表自然環境課の項第六号中「及び」の下に「管理並びに」を加える。

第八条第一項の表産業政策課の項第二号中「新たな産業創出」を「次世代産業の創造」に改め、同項第四号中「及

び石川県地場産業振興センター」を削る。

第八条の二の表旨都圏戦略課の項第一号中「の開業PR戦略に係る」を「を活用した観光戦略の」に改める。

第九条第二項の表農業政策課の項中第十七号及び第十八号を削り、第十六号を第十七号とし、第二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 米の生産調整推進対策に関すること。

第九条第一項の表農業政策課の項第十九号を同項第十八号とし、同項第二十号中「いしかわ農業人材機構」を「いしかわ農業総合支援機構」に改め、同号を同項第十九号とし、同項中第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二項の表里山振興室の項に次の一号を加える。

10 農地開発地域の生産振興及び活性化対策に関すること。

第九条第一項の表生産流通課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同表農業安全課の項中第十七号を第十八号とし、第三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「規格化及び」及び「の適正化」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

2 食品表示の指導等に関すること(他課の分掌事務を除く)。

第九条第三項の表農業参入・経営戦略推進室の項中「第一項の表農業政策課の項第十六号から第二十四号」を「第一項の表農業政策課の項第十七号から第二十三号」に改め、同表技術管理室の項中「第一項の表農業政策課の項第三号及び第二十五号から第二十七号」を「第一項の表農業政策課の項第四号及び第二十四号から第二十六号」に改める。

第十条第一項の表建築住宅課の項第二十五号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十七号)」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同項第二十六号中「(平成二十年法律第八十七号)」を削り、同項第二十七号中「(平成二十四年法律第八十四号)」を削り、同項に次の一号を加える。

28 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関すること。

第十三条第二項の表中

係 主 査 分	課	上司の命を受け、当該分課の特定の事務を処理する。
主 任 専 門 幹 専 門 幹	並行在来線対策課	上司の命を受け、特定の事務を処理する。

を

係 主 査 分	課	上司の命を受け、当該分課の特定の事務を処理する。
---------	---	--------------------------

に改め、

同条第三項中「審議監」の下に「地域医療対策監」を加える。

第十五条第三号の表地域支援課(石川中央保健福祉センターを除く)の項及び福祉相談部(石川中央保健福祉センターに限る)の部地域支援課の項中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 生活困窮者の自立支援に関すること。

第十五条第五号の表食品保健課の項13中「食品衛生」の下に「及び食品表示」を加え、同条第七号の表管理部の部企画調整室の項11中「及び」の下に「管理並びに」を加え、同条第十号の表建築課(石川土木総合事務所を除く)の項10及び備考2の表建築課(津幡土木事務所に限る)の項10中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第十六条第八号の表石川県立中央病院の項中

総 務 課	庶 務 係 職 員 係	<ul style="list-style-type: none"> 1 院内の事務の連絡調整に関すること。 2 院内管理に関すること。 3 病院事業の予算計画に関すること。 4 特殊な医療に関する企画及び立案並びに院内調整に関すること。 5 電子計算組織の管理運用に関すること。 6 へき地診療に関すること。 7 その他の課の所掌に属しないこと。
-------	-------------	---

を

総務課	経理係	1 院内の事務の連絡調整に関する事。 2 院内管理に関する事。 3 病院事業の予算及び決算に関する事。 4 病院事業の資金計画に関する事。 5 へき地診療に関する事。 6 その他他の課の所掌に属しない事。
-----	-----	---

に

経理課	施設係	1 病院事業の予算の経理及び決算に関する事。 2 病院事業の資金計画に関する事。 3 物品の購入、出納、保管、修繕及び処分に関する事。 4 その他病院事業の財務に関する事。
-----	-----	---

を

用度課	情報管理係	1 物品の購入、出納、保管、修繕及び処分に関する事。 2 電子計算組織の管理運用に関する事。 3 庁舎の維持修繕に関する事。 4 特殊な医療に関する企画及び立案並びに院内調整に関する事。
-----	-------	--

に改め、

同条第十号の表支授課の項中7を8とし、6の次に次のように加える。

7 小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対する各種の相談等に関する事。

第十七条第三号の表石川県大阪事務所の項中「住友生命御堂筋ビル」を「リゾートトラスト御堂筋ビル」に改め、同条第十八号の表庶務課の項4及び金沢城公園課の項1中「中央公園」を「いしかわ四高記念公園」に改める。

第十九条第三項中「工事管理担当次長」を「工事管理専門官」に改める。

別表第一第一号の表石川県感染症診査協議会の項の次に次のように加える。

石川県指定難病・小児慢性特定疾病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第七条第二項及び児童福祉法第十九条の三第四項の規定による対象患者の支給認定の審査に関する事務	健康推進課
---------------------	--	-------

別表第一第一号の表石川県環境審議会の項2中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表第二号の表石川県麻薬中毒審査会の項の次に次のように加える。

石川県薬物審査会	石川県薬物の濫用の防止に関する条例第二十一条第一項各号に掲げる知事の諮問事項その他薬物の危険性に関する重要事項を調査審議する事務	薬事衛生課
----------	--	-------

別表第一第二号の表石川県公衆浴場入浴料金審議会の項の次に次のように加える。

石川県食品安全安心対策懇話会	県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を聴取する事務	薬事衛生課
----------------	-------------------------------------	-------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一第一号の表石川県環境審議会の項の改正規定は、同年五月二十九日から施行する。

(石川県財務規則の一部改正)

2 石川県財務規則(昭和三十八年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一出納室の項中「出納担当課長」を「出納課長」に改める。

訓 令

石川県訓令第12号庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程（平成17年石川県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1総務部の部行政経営課の項中「組織定数グループ、行財政改革推進グループ」を「行政経営グループ、組織定数グループ」に改め、同表企画振興部の部企画課の項中「、開業企画グループ」及び「、都心地区整備推進グループ」を削り、同表新幹線・交通対策監室の部交通政策課の項中「交通政策グループ」の次に「、並行在来線対策グループ」を加え、同部並行在来線対策課の項を削り、同表県民文化局の部文化振興課の項中「文化企画グループ」を「文化活動促進グループ」に改め、同表健康福祉部の部長寿社会課の項中「管理・生きがいグループ、介護計画調整グループ」を「人材・生きがいグループ、地域包括ケア推進グループ」に改め、同表商工労働部の部産業政策課の項中「情報・サービス産業グループ」を「情報サービス産業グループ」に、「産学官連携促進グループ」を「次世代産業創造グループ」に改め、同表農林水産部の部農業政策課の項中「管理業務グループ」の次に「、農政推進グループ」を加える。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

告 示

石川県告示第162号

石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置（昭和39年石川県告示第191号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月31日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中「住友生命御堂筋ビル内」を「リゾートトラスト御堂筋ビル内」に改める。

